

議案第 65 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

(桐生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 桐生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和27年桐生市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の3中「とする。」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。」に改める。

第1条の4各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(60歳に達した職員の降給の特例)

5 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号。次項において「給与条例」という。)附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号)附則第8項の規定による降給とする」とする。

6 第2条第2項の規定は、給与条例附則第8項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年桐生市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1年以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「減ずるものとする。」の次に「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加える。

(桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(桐生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 桐生市職員の育児休業等に関する条例(平成4年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第9条第2項第2号の項「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」を改め、同表第12条第4項の項を削る。

第21条の表第9条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同表第16条の4第2項の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第4項の項を削る。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与条例附則第 8 項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 7 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第 8 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする」とする。
- 8 育児休業法第 17 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 8 項の適用を受ける場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「前 2 条」とあるのは、「前 2 条及び附則第 7 項」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 6 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年桐生市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第 2 号中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 の 4 第 1 項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 定年等条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 7 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年桐生市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 18 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者は、第 4 条の規定による改正後の桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成7年桐生市条例第1号。以下この項において「新条例」という。) 第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第6条の2の規定は、適用しない。

議 案 説 明

議案第 65 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、職員の定年引上げを行うことに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものです。